

令和 6 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 6 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像に関する分析

機構における令和 5 年度の契約状況は、表 1 のとおり、契約件数は 4,266 件、契約金額は 1,643 億円である。このうち、競争性のある契約は、3,778 件(88.6%)、1,273 億円(77.5%)、競争性のない随意契約は、488 件(11.4%)、370 億円(22.5%)となっている。

競争入札等、企画競争・公募、競争性のない随意契約のいずれについても、前年度比で件数、金額に一定の変動はあるものの、総契約件数、総契約金額に占める割合ともに直近数年の実績と比較して大きな変化はなく、特段の傾向変化はないと分析できる(表 1)。

① 競争入札等について

令和 4 年度と比べ件数が増加し金額が減少した(3,173 件→3,255 件、756 億円→754 億円)が、割合に大きな変化は認められない。

今後も引き続き競争入札を原則とする一方で、機構の研究開発業務や事業所の地域性等により、随意契約が適当な案件が一定数あることを踏まえ、随意契約によるメリットを生かした業務品質の向上やコストダウンにも注力することとする。

② 企画競争・公募について

令和 4 年度と比べ件数、金額共に増加した(445 件→523 件、434 億円→520 億円)。件数の割合に大きな変化はないが、金額の割合は、「常陽」の運転再開に伴う調達の影響で増加したと考えられる。

今後もプロジェクトの進捗が活発化することを踏まえ、引き続き各プロジェクトにとっての最適な調達方法を実施していくこととする。

③ 競争性のない随意契約について

令和 4 年度と比べ件数、金額ともに減少した。金額が大幅に減少した(875 億円→370 億円)理由としては、令和 4 年度の海外へ使用済燃料を輸送する契約及び人形峠の廃止措置計画に基づく契約の影響と考えられる。

表1 令和5年度における機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.9%) 3,173	(36.6%) 756	(76.3%) 3,255	(45.9%) 754	(2.6%) 82	(△0.3%) △2
企画競争・ 公募	(10.8%) 445	(21%) 434	(12.3%) 523	(31.6%) 520	(17.5%) 78	(19.8%) 86
競争性のある 契約(小計)	(87.7%) 3,618	(57.6%) 1,190	(88.6%) 3,778	(77.5%) 1,273	(4.4%) 160	(7.0%) 83
競争性のない 随意契約	(12.3%) 506	(42.4%) 875	(11.4%) 488	(22.5%) 370	(△3.6%) △18	(△57.7%) △505
合 計	(100%) 4,124	(100%) 2,064	(100%) 4,266	(100%) 1,643	(3.4%) 142	(△20.4%) △422

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、随意契約に切り替えたものを含む。

(2) 応札・応募状況に関する分析

機構における令和5年度の競争性のある契約は、表2のとおり、契約件数3,778件、契約金額1,273億円である。このうち、二者以上の応札・応募があった契約は738件(19.5%)、124億円(9.8%)、一者以下の応札・応募があった契約は3,040件(80.5%)、1,149億円(90.2%)となっている。

一者応札・応募件数の割合は、前年度から微増(令和4年度77.9%⇒令和5年度80.5%)しており、減少傾向とはなっていない。

応札しなかった企業へのアンケート調査(175件の意見)において、原子力施設の特殊性を理由とした回答の割合は、前年度に比べ減少傾向(9.4%→6.5%)にあるものの、一方で必要な人員体制、機材及び資材の確保が困難であることを理由とした回答は依然として全体の約30%を占めており、社会全体での労働力不足や国際的な原材料価格の上昇、円安による海外からの輸入コストの増加に伴う物価高騰等が影響していると考えられる。

表2 令和5年度における機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	(22.1%) 800	(19.5%) 738	(△7.7%) △62
	金額	(14.2%) 169	(9.8%) 124	(△26.4%) △45
1者以下	件数	(77.9%) 2,818	(80.5%) 3,040	(7.9%) 222
	金額	(85.8%) 1,021	(90.2%) 1,149	(12.5%) 128
合 計	件数	(100%) 3,618	(100%) 3,778	(4.4%) 160
	金額	(100%) 1,190	(100%) 1,273	(7.0%) 83

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(注4) 令和4年度の件数及び金額は、集計方法の変更に伴い、昨年度とは異なる値となっている。

2. 重点的に取り組む分野

前記 1. の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 適正な調達手段の確保

原子力分野の研究開発業務は、その特殊性と高度な履行能力の要求により、対応できる企業が限られる場合が多い。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を目的として、確認公募や随意契約基準要件(特命クライテリア)による契約方式を契約審査委員会による厳正な審査の上で柔軟且つ積極的に取り入れ、公平性・透明性を確保した上で合理的な方式による契約手続を推進する。また、競争環境を活性化し、経済性を高める観点から、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務を契約上切り分けた上で適切な契約範囲とすべく検証を行い、良質且つ最適な価格での契約を行う。

一者応札・応募については、新規参入を増やすための以下取組を引き続き工夫して実施する。また、落札率が 99.5%以上の高落札率となっている案件については、競争上の問題点の有無を検討した上で、競争性を確保するための工夫や新たな対応策の効果を確認・検討するために、契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

(主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・応札しなかった企業へアンケートの実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)
- ・電子契約の推進による事務負担軽減とコストカットの実施
- ・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知
- ・契約担当者のスキルアップ 等

【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】

(2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。

① 環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

② 適切な発注単位の調達

一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。特に令和 6 年度は拠点契約の手続を本

部に集約することから、複数拠点をまとめた契約を進め、更なるスケールメリットを達成すべく検討を進める。

【評価指標：一括調達及び最適な発注単位での調達を実施】

③IT 化推進

契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約手続に係る電子決裁や電子情報による文書保存等も含めシステム全般の IT 化推進の検討を進める。

【評価指標：IT 化推進の検討結果】

(3)機構契約の調達機能向上

①機構の経済活動の一元化

財務部と契約部を統合し「財務契約部」という一つの組織として業務を進め、予算・財産管理等に関する機能も契約手続に反映させることにより、更に機構の事業推進に貢献するよう契約機能の強化を進める。

【評価指標：役割を最大限発揮する体制への見直し】

②契約に係る知識啓発活動

契約の品質を向上させるためには、請求部門においても契約に係る知識、禁止された行為、対応方法等必要な情報を認識することが重要であり、機構全体で契約に取り組む活動を「Large 契約部」と称して請求部門と契約部門が一体となって契約を進めることとし、機構契約の調達機能向上に資するための必要な事項を請求部門へ展開し、機構全体への知識の浸透を図る。

【評価指標：契約に係る知識の浸透】

(4)職員等のスキルアップ

①契約部門職員の研修

契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る契約初任者研修及び契約実務者研修を実施するとともに、外部講習会等を積極的に活用し、契約における注意点や重要視すべき内容、取引先との的確な交渉、契約に係るリスク管理等に関する知識の習得等を目指す。

【評価指標：契約初任者研修・契約実務者研修の実施回数及び外部講習への参加 1 回以上／年】

②e ラーニングを用いた教育

全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容の e ラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。

③契約に係る専門性の向上(プロフェッショナル育成)

契約部門職員の専門性を向上させるために、中長期的に業務を担当することに加え、外部研修や関連資格の取得奨励を強化する。また、それに応じた処遇の在り方も検討することとし、職員一人一人のス

キルアップを進め、契約部門全体の組織力強化を目指す。

(5) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化

予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する仕組みの下、個々の契約案件について問題意識の共有を図るとともに、契約部門と研究開発部門の幹部による契約業務に関する課題等について意見交換を実施し連携を深める。

【評価指標：契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施 12 回以上／年】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 契約審査に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。また、現行審査の実施と並行して、一般競争契約について、「契約審査役」による仕様書及び入札条件等の事前点検を実施する。

【評価指標：契約審査委員会による少額随意契約基準額超の随意契約全件の点検、契約審査役による一般競争契約の点検】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施することにより、契約業務に係る情報の共有化を徹底する。
- ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。
- ・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止並びに検収不正防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。
- ・実際に発生した不正行為の仔細を分析し、問題の本質を深く検証するとともに、再発防止活動に活用する。
- ・外部機関と連携して、より専門性の高い知識を習得するとともに、発生事案の検証を実施し、全職員の意識・モラルの向上を図る。

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページにて公表する。

非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立

入禁止の徹底や部外者との面談挨拶等は執務エリア以外で行うなど入室管理の徹底を図る。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているかなどについて、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とし、契約部として調達等合理化に取り組む。また、その内容については、役職員での共有を図る。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、複数応札における高落札率案件、2 か年度連続の一者応札・応募案件、競争性のない随意契約及び低入札価格調査を行った契約の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、機構のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。